

別表第 1（第 2 条関係）

判定区分		判定項目	判定内容	配点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	ア 構造体力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10	45
			イ 構造体力上主要な部分である基礎が ないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	③基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は 破損しているもの、土台又は柱の数ヶ 所に腐朽又は破損があるもの等大修理 を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のある もの	100	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、著しく下地の露出している もの又は壁体を貫通する穴を生じてい るもの	25	
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ があり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽したも の又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3 以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10